

「イギリス」

# 若年層の就業支援・訓練に重点

労働政策研究・研修機構 国際研究部 調査員 樋口 英夫



世界的な不況の影響から、イギリス経済は昨年末から年明けにかけて急激な景気縮小と雇用状況の悪化に直面したが、ここに来て、各国で景気の底打ちが言われる中、国内にも

「最悪の時期は脱した」との楽観的な見方が広がりつつある。統計局が7月に発表した2009年第2四半期のGDP成長率は、マイナス0.8%と依然縮小傾向にあるものの、前期のマイナス2.4%からは大きく改善している。これは、製造業や建設業、ビジネス・サービスなど多くの産業・業種で、前期の大幅なマイナス成長から復調していることを反映したものだ。

しかし、前後して発表された3-5月期の雇用関連統計は、多くの



イギリスの職業訓練

労働者が未だ回復を実感できる状況にはないことを示唆している。失業者数は238万1000人で、前期から28万1000人と記録的に

増加、失業率は前期から0.9ポイント増の7.6%となった。特に、今回の不況の影響を最も受けているとみられる若年層では、16-17歳層で30.5%、18-24歳層で17.3%と高い失業率を記録、いずれもこの1年間で5.3ポイントと大きく増加している。さらに、今年新たに労働市場に参入する学卒者は一層厳しい就職難に直面するとみられ、雇用状況のさらなる悪化が懸念されている。

こうした状況をうけて、政府は6月末に発表した政策方針文書「Building Britain's Future」において、景気回復と将来的な経済成長に向けた景気・雇用対策をはじめ、教育制度や福祉、医療、治安など広範

な分野における今後の施策の方向性を示した。雇用対策の目玉は、既に4月に発表された09年度予算案にも盛り込まれている若年失業者向け支援策で、12カ月以上失業状態にある全ての18-24歳層に、助成金付き雇用、職業訓練もしくは企業等での就業体験の機会を提供し、参加しない場合は福祉給付を削減するというもの。その一環として、新たに設置する10億ポンドの基金(Future Jobs Fund)に対して自治体や非営利団体等からの申請を募り、対象者となる失業者一人あたり6500ポンドを上限に資金を提供する。これを通じて、若年層で10万人、また特に雇用状況の厳しい(失業率が全国平均を1.5ポイント以上上回る)地域の



ロンドンの休日風景

長期失業者などで5万人の計15万人分の雇用・訓練支援を、2010年1月から実施する。また、能力開発施策の一環として近年力を入れていくアプレンティスシップ制度の拡充により、09年度中に合計25万カ所とすることなどを予定している。

さらに、若年支援策については現

### 労使は雇用維持の支援策を要請

在、インターンシップの促進などの追加的な施策の可能性が政府内部で検討されており、近日中にその概要が公表される見込みだ。

一方、労使の間では、企業における雇用維持に対する

政府の支援策を要請する声が上がっている。

イギリス労働組合会議 (Trades Union Congress) と小企業連盟 (Federation of Small Businesses) は

今年3月、企業支援策のための基金設置を求める提案書を政府に提出した。基金を財源に、

(1) 解雇防止のため、企業の操業短縮やレイオフの実施に対して当該労働者の通常支払われる賃金の6割を3〜6カ月にわたり助成する

(2) 求職者手当 (Job-seeker's Allowance)



イギリスの職業訓練

の受給条件を緩和し、雇用を維持しながら他の仕事を探索求職者にも手当受給の権利を認める

(3) 在職者

向け訓練助成制度 (Train to Gain) の利用条件の緩和により、賃金助成対象者の資格を前提としない部分的な訓練受講に対しても、これを無料とする

などを実施するよう政府に求めている。企業・産業内での雇用維持の努力を通じて、解雇により労働者の技能が失われることを防ぐねらいだ。対象となる労働者が新たな仕事を得ることによる福祉給付コストの抑制

と税・社会保険料収入の増加により、想定される32億ポンドの財政支出の3分の2が賄えるとの計算で、年間12億ポンドの予算で60万人の雇用を守る事ができるとしている。提案書によれば、EU加盟国の多く(ドイツ、フランス、スペイン、オランダ、イタリア)では既に操業短縮やレイオフの実施による解雇の回避に



対する賃金助成制度が実施されており、またこの1月にはウェールズも同様の制度を導入したところだ。しかし政府は、企業による不正利用(本来は不要な解雇を前提に助成を受けるなど)を防止しにくいことや、整理されるべき生産性の低い仕事が多量に温存される可能性があることなどを理由に、賃金助成制度の導入には消極的だ。ドイツやフランスなどとは社会保障制度の対象や水準が異なる。賃金助成を新たに導入する場合はコストがこれらの国に比して大きいことを指摘、失業者支援については既存の政策による対応が可能であるとして、むしろ企業の資金調達への円滑化や訓練助成制度の拡充などを通じて企業支援の実施に前向きな姿勢を示している。